

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 489

平成20年10月20日(月曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

経 営

税務会計

原油・材料高で1年間無利子融資 東京都北区が中小向けに優遇策

原油高や原材料費高騰の影響を受けて売上総利益などが低下している中小企業(組合含む全業種)向けに始まった、東京都の低融資制度が来年3月31日まで延長されることになった。9月30日で半年が経ち港区、千代田区など23区の多くで実行されている。

その中でも北区は10月1日から「1年間無利子」という特別の融資条件で経営支援に乗り出した。北区は中小規模の製造業、卸売小売業、建設業で産業構造の40%を超しているため、12月26日までの申込受付で他区にはない1年間無利子という優遇策に踏み切った。

融資制度の対象は直近3カ月または1年間の売上原価が5%以上増加、粗利が5%以上減少(対前年同期比)の企業で、売上減に関係なく融資が受けられるのも特徴である。最初の1年間は金利年2.3%の全額を利子補給する。2年目以降は2.1%分を補給し0.2%分が自己負担となる。信用保証料も全額を区が補助し、融資期間は最長5年で限度額は400万円としている。

北区に限らず特別融資は景況感の悪化、年末に向けての中小企業の資金需要に応えるものだが、信用保証協会の融資保証の急減も一因のようである。昨年、信用保証制度の規定が従来の協会による損失の全額負担から新たに金融機関が2割負担という責任共有制度に変わった。このため、金融機関による「貸し渋り」が始まったとの声が次第に高まっている様子である。

経団連、消費税率の引上げを提言 遅くとも2011年度までに10%へ

日本経団連はこのほど、税・財政・社会保障制度の一体改革に関わる中長期的な方向性を示した上で、当面3年の間に求められる改革についての具体的な提言を行った。

そのなかで、消費税をわが国の最も基幹的な税目として位置づけていくべきであるとして、2010年度、遅くとも2011年度までに、社会保障費の財源確保や財政再建に向けて、消費税率を5%引き上げ10%とすることを求めた。

消費税率引上げは、中低所得者層の負担緩和に向けた大幅な所得税減税と一体的に実施することで、景気刺激策や消費税率引上げによる負担の緩和を図ることを提案した。

中低所得者層(おおむね年収500万円以下の世帯)に対し、5年程度を期限として消費税率1%相当程度の規模の大胆な定額減税(例えば、世帯あたり10万円程度)を行う。その際、所得税から控除しきれない税額については、個人住民税から控除できるようにする。

消費税率10%は、疲弊した地方の財源確保と活性化に資するよう、国7%、地方3%の配分とする。消費税率の引上げに際しては、基礎的な食料品等は極力品目を限定して軽減税率(現行の税率5%を維持)の適用を検討する。生活必需品における負担増大の回避という観点からは、例えば、一定の所得階層ごとに消費税負担相当額を所得税から税額控除する制度(カナダの連邦消費税税額控除制度等)なども検討に値するとしている。

今週のキーワード

信用保証

全国の都道府県にある信用保証協会は、銀行や信用金庫などが行う融資に保証を付けて、倒産などでは返済を肩代わりする。保証付き融資は「マル保融資」と呼ばれ、中小・零細企業が低金利で長期の資金を調達する手段。昨年10月に責任共有制度に改めた。その融資保証が今年急減し全国信用保証協会連合会の調査で、08年上半期の保証件数は前年同期比9%減の48万7253件。保証金額も同10.7%減の約5兆7,320億円。地域別では東京や大阪など都市部の減少幅が大きい。